

維持業務における現場代理人の兼任について

鈴鹿市が発注する維持業務において、現場代理人の兼任を認める条件及び手続の方法等は以下のとおり。なお、維持業務とは、建設業法第2条に該当しないもので、以下の業務をいう。

除草業務
河川・側溝清掃業務
整地業務
植栽管理等
樹木剪定等
街路樹管理業務

1. 以下の条件に該当する維持業務について、現場代理人の兼任を認める。ただし、1名の現場代理人が兼任できる業務は2件までとする。

1. 兼任する業務が、いずれも鈴鹿市が発注する維持業務であること。
2. 公告文又は特記仕様書等で、兼任が認められている業務であること。
3. 受注者が、兼任するいずれの業務においても、運営、取締り及び権限の行使に支障がないようにするとともに、監督員との連絡体制を確保できること。
4. 兼任する業務の作業日が重複しないこと。

2. 受注者は、現場代理人を兼任しようとする業務を契約する際に、発注部署に主任技術者及び現場代理人等通知書と併せて「現場代理人兼任届(別紙様式)」を1業務につき2部提出すること。ただし、同日に落札した2業務を同一の現場代理人が兼任する場合、「現場代理人兼任届」は1業務につき1部提出とする。

3. 現場代理人を兼任しているいずれかの業務の契約中に、兼任を認める条件に違反していることが判明した場合、現場代理人の兼任を取り消す。

《問い合わせ先》

鈴鹿市役所 技術監理契約課

電話：059(382)9039